

1. 公務申請・一般申請共通の留意事項

(1) 給付対象は現任の民生委員・児童委員であること

- 退任した民生委員・児童委員は、退任慰労金のみが給付対象です。
- 傷害や疾病等の理由で退任される場合は、退任前に該当する見舞金の給付申請を先にしてください。そのうえで、申請月を分けて、退任慰労の申請を行ってください。
- 死亡により退任された際は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとし、死亡弔慰金のみが対象となります。

(2) 事故等申請事由の発生後、できる限り速やかに申請すること

- P.2の表の「申請タイミング」に記載のとおり、事故等申請事由の発生後、給付種別確定後できるだけ速やかに申請手続きを行ってください。
- 長期入院等、治療期間が長期にわたる場合であっても、一定期間（公務傷害・公務疾病 180 日、一般傷病 61 日）に達した時点で、退院等を待たずに速やかに申請してください。
- 取扱要領の規定に基づき、公務給付、一般給付ともに事故発生後 1 年以内の申請のみを給付対象とします。発生から 1 年を超えた申請は、遅延理由等があっても一切対象としませんので十分にご注意ください。

2. 公務申請における留意事項

(1) 公務傷害・公務疾病見舞金申請の時期について

- 公務中に負傷した場合には、重度の後遺障がいや長期の入院を伴わない負傷の場合、事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請してください。
- 重度の後遺障がいや長期の入院を伴う場合も、治療期間が 180 日に達した時点で速やかに申請してください。
- なお、長期療養のまま退任されるなど特段の事情がある場合、公務傷害・疾病の見舞金は、審査委員会の開催時期の都合等により、退任日から 30 日以内であれば申請できるものとしています。事前に全社協民生部までご相談ください。

(2) 申請書類について

①3 種類の書類が必要です

- 互助事業取扱要領で定めるとおり、公務申請に際しては下記の書類（全て原本）をご提出ください。
 - 公務状況説明書（互助様式第 3 号もしくは第 4 号）
 - 公務状況証明書（関係公的機関の長、又は当該社協会長等による）
 - 医師の発行する診断書

※ 公務状況証明書は全国共通様式を定めていませんが、公務審査委員会にかけるうえで必須の書類となるため、民生委員活動中の事故であることを客観的に明記した書

類を必ずご提示ください。

※ 公務状況説明書と公務状況証明書の署名・捺印はそれぞれ異なる方でお願いいたします。

②医師の診断書について

- 申請の際に添付する医師の診断書（原本）は、原則として受傷後1か月以内に取得するようお願いします。（事故発生から、時間が経過すると負傷理由等を正確に確認することが困難となるため）
- 公務申請とあわせて、民生委員・児童委員活動保険で30万円超の保険請求を行う場合必須とされている同保険の書式による診断書のコピーでも受け付けます。（ただし、民生委員・児童委員活動保険以外の保険会社書式による診断書のコピーは不可です。また、同保険では申請額が30万円以下の場合「入院・通院申告書」のみでの申請が可能ですが、これは「診断書」の代わりにはなりませんので、診断書を取得するようお願いします）

③『公務傷害・公務疾病状況説明書』記入上の注意

- 記入欄にある「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから申請日までの通院、入院、自宅療養を含む治療日数をさします。

※ 治療中で申請する場合、全治期間には、「（発生日）～治療中」とご記入ください。

3. 一般給付申請における留意事項

申請時は下記の点にご留意のうえ、互助様式第11号と互助様式第12号の件数、金額が一致しているか、申請が重複していないか等の確認もお願いします。

(1) 一般傷病見舞金の申請について

- 療養期間が2か月に達した場合は、療養中であっても一般傷病見舞金（2か月以上）の申請が可能です。療養中で申請する場合、療養期間の記載は「発生日～完治見込日」ではなく、「発生日～療養中」としてください。
- 一般傷病見舞金（1か月以上2か月未満）の対象となるのは、療養期間が31日～60日の場合です。療養期間が61日に達した場合は、一般傷病見舞金（2か月以上）の対象となります。療養日数、申請区分が正しいかご確認ください。

(2) 災害見舞金の申請について

- 災害見舞金の申請では、関係官公署発行の「罹災証明書」に記載の被害区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）、災害の種類（火災・〇〇地震・台風□□・△△豪雨など）と被災日を記入してください。

- 運用指針では、「床下浸水」は「準半壊に至らない」に相当するため、災害見舞金の対象外です。
- 罹災証明書の氏名と申請者名が異なる場合は、罹災証明書の構成員氏名の欄で該当の民生委員を確認させていただきます。世帯主氏名のみ記載の罹災証明書の場合は、様式第2号の会員氏名欄に罹災証明書上の世帯主名も合わせて記入した上で、写しも提出してください。
- 罹災証明書の世帯主住所と被災住所が異なる場合は申請団体（県社協等）が居住実態を確認し、主に居住している事実を記載した証明書を作成して提出してください（※任意様式）。
- 災害見舞の対象となる「会員自宅」の定義は居宅（主に住んでいる建物）のみが対象となります。

※ 仮設住宅は対象に含みます。

※ 持ち家か否かは問いません。

※ 別宅・車庫・納屋・倉庫等は対象外です。

※ 罹災証明書における住宅の被害の程度は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年最終改定。以下、運用指針）において、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」または「準半壊に至らない」の6区分とされています。

「中規模半壊」は「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和2年12月4日公布・施行／令和2年法律第69号）により設けられた区分で、上記運用指針は、改正法を受けて令和6年5月に改定されました。

※ 全国民生委員互助事業は、令和2年10月16日に取扱要領を改定し、令和2年4月1日に遡及して「準半壊」を災害見舞給付金に適用しました。さらに令和3年9月29日に取扱要領を改定し、令和2年7月3日に遡及して「中規模半壊」を災害見舞給付金に適用しました。

※ 火災（災害見舞）の場合については、総務省消防庁が定める「全焼（70%以上の損害）」「半焼（20%以上70%未満）」「部分焼（10%以上20%未満）」「ぼや（10%未満）」の4区分をもとに「全焼」「半焼」は「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」と同等、「部分焼」は「半壊」「準半壊」と同等、「ぼや」については対象外とします。

（3）退任慰労の申請について

- 主任児童委員から続けて民生委員・児童委員になる方については、民生委員・児童委員としての任期は継続しており、退任にはあたらないため、退任慰労金の対象外です。

(4) 令和4年12月1日以降の適用について

- 配偶者死亡弔慰金は、「死亡年月日が令和4年12月1日以降」の申請については給付金額を1万円に改定しました。
 - 退任慰労金は、退任年月日が令和4年12月1日以降の申請については、「在任3年を超える9年未満」を給付対象とする改定を行いました。
- ※ 委員任期が3年と1日以上（一斉改選時に委嘱された委員は2期目から）が対象です。
- 公務傷害・公務疾病の金額を令和7年4月1日より「3万円～」を「2万円～」に改定しました。
 - 退任慰労金は令和10年12月1日（一斉改選に伴う11月30日退任者）より、対象者の在任期間を「在任9年以上」とし、金額を「一律5千円」に改定しました。